

定時株主総会
招集ご通知提供書面

第95回 事業報告

2019年4月1日～2020年3月31日

目次

❌ 事業報告	1
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)	
企業集団の現況	1
会社の現況	12
❌ 連結計算書類	32
❌ 計算書類	44
❌ 監査報告	53

ホクカンホールディングス株式会社

証券コード：5902



(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害や消費増税の影響を受けましたものの、堅調な企業業績や雇用状況を背景として緩やかな景気回復基調を続けておりましたが、1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動の低迷やインバウンド消費の蒸発もあり企業収益は弱含みとなりました。また、個人消費も冷え込んだことから、景気は急速に悪化いたしました。

当連結会計年度における清涼飲料業界の状況につきましては、大型ペットボトル製品の値上げを一部のお客様が実施したことや7月の記録的な低温、また暖冬によりホット商品の販売が低調となった影響により、前年を下回る結果となりました。

カテゴリー別で見ますと、紅茶飲料につきましては各社にて新製品を発売するなど好調に推移し、無糖茶系飲料につきましては前年並みに推移したものの、ミネラルウォーターやスポーツドリンク等につきましては7月の記録的な低温の影響等により、前年を下回る結果となりました。また、コーヒー飲料につきましては、暖冬の影響等により前年を下回る結果となりました。

食品缶詰業界の状況につきましては、水産缶詰ではカニおよびホタテ等の一部の原料不足は解消されたものの、原料価格の高止まりおよびサンマが記録的な不漁に見舞われた影響等により前年を下回り、農産缶詰でも前年を下回る結果となりました。

当連結会計年度における当社グループの事業セグメント別の状況につきましては、以下のとおりとなります。

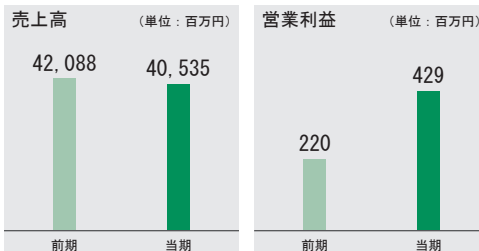
なお、当連結会計年度より事業セグメントを変更しており、以下における比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

売上高構成比



容器事業

売上高 40,535百万円
(前年度比3.7%減)



(メタル缶)

(イ) 飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーのペットボトルへのシフトが進んだこと等の影響もあり、業界の動向と同様に依然として減少傾向に歯止めがかからず、前年を下回る結果となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、水産缶詰では、一部原料価格の高止まりや当社お取引先様の工場が災害に見舞われた影響およびサンマの記録的な不漁による原料不足等により前年を下回る結果となり、また、農産缶詰につきましても前年を若干下回る結果となりました。

(ロ) その他

エアゾール用空缶につきましては、エアコン洗浄剤等の家庭用品が好調に推移し、また、災害備蓄に対する意識の高まりにより、燃料ボンベ缶の販売が好調でありましたものの、主力の殺虫剤関連製品において販売が低調でありましたため、前年を下回る結果となりました。

美術缶につきましては、菓子缶等が低調に推移したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、第4四半期に入って国内外からの観光客が急激に減少したため、前年を下回る結果となりました。

(プラスチック容器)

(イ) 飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、アセプティック（無菌充填）による充填工場でのインラインブローの拡大や7月の記録的な低温の影響等により、前年を下回る結果となりました。プリフォーム（ボトル成型前の中間製品）につきましても、当社お取引先様における内製化拡大の影響等により前年を下回りましたため、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体では前年を下回る結果となりました。

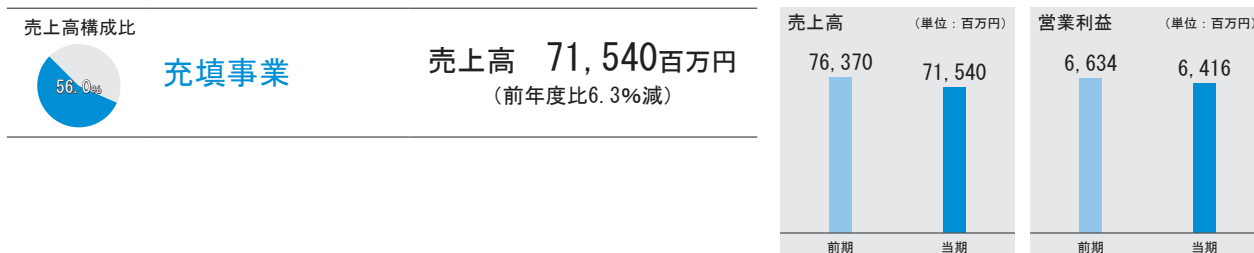
(ロ) 食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、リサイクル可能なPET素材の二重構造バリアボトルの販売が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。

(ハ)その他

一般成形品につきましては、バッグインボックスでは前年を下回りましたものの、ヘルスケアや洗剤等では新製品の受注により前年を上回りましたため、一般成形品全体では前年並みに推移する結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は405億35百万円（前年度比3.7%減）となりましたが、固定費の削減を実施したこと等により営業利益は4億29百万円（前年度比94.6%増）となりました。



(缶製品)

缶製品につきましては、通常缶、リシール缶（ボトル缶）ともに缶コーヒーのペットボトルへのシフトが進んだこと等の影響により、前年を下回る結果となりました。

(ペットボトル製品)

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトルでは、紅茶等の新製品の受注が好調に推移したものの、原材料無償支給のお客様との取引が増加したため前年を下回りました。アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトルにつきましても、7月の記録的な低温の影響等により前年を下回りましたため、ペットボトル製品全体では前年を下回る結果となりました。

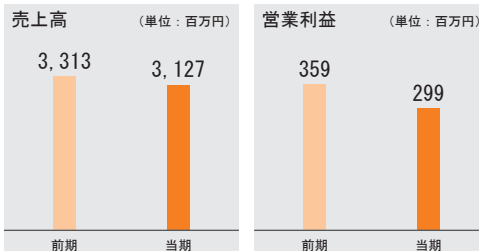
以上の結果、乳製品受託製造販売を営むくじらい乳業株式会社を加えた充填事業全体の売上高は715億40百万円（前年度比6.3%減）となり、営業利益は64億16百万円（前年度比3.3%減）となりました。

売上高構成比



機械製作事業

売上高 3,127百万円
(前年度比5.6%減)



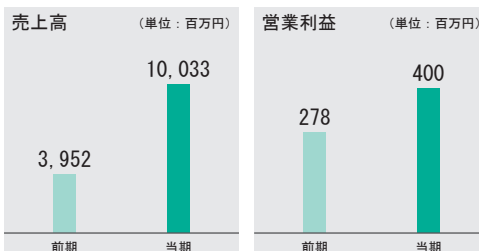
機械製作事業につきましては、自動車部品生産設備やリチウム電池製造設備の受注等が前年を下回りましたこと等の影響により、機械製作事業全体の売上高は31億27百万円（前年度比5.6%減）となり、営業利益は2億99百万円（前年度比16.7%減）となりました。

売上高構成比



海外事業

売上高 10,033百万円
(前年度比153.9%増)



インドネシアにつきましては、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカシ・インドネシア社）では、主要なお客様に対して積極的な営業活動を進めてまいりましたが、一部のお客様による内製化の影響等により、前年を下回る結果となりました。なお、PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI（ホッカシ・デルタパック・インダストリ社）は第1四半期連結会計期間において、同国における飲料用パッケージ製造業者であるPT.DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、清涼飲料用容器事業を譲り受け、事業を開始しております。

また、ベトナムにおいて清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム社）は、新製品の受注により、前年を上回る結果となりました。

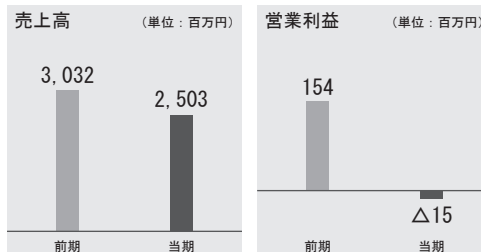
以上の結果、海外事業全体の売上高は100億33百万円（前年度比153.9%増）となり、営業利益は4億00百万円（前年度比43.7%増）となりました。

売上高構成比



その他

売上高 2,503百万円
(前年度比17.4%減)



化粧品等の製造販売を営む株式会社コスメサイエンスは、中国、韓国等を中心とした海外需要の急激な後退から一部お客様からの受注が減少したため、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを加えたその他全体の売上高は25億3百万円（前年度比17.4%減）となり、営業損失は15百万円（前年度は営業利益1億54百万円）となりました。

以上により、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、売上高は1,277億41百万円（前年度比0.8%減）、営業利益は63億33百万円（前年度比2.3%増）となりました。また、持分法による投資損失を営業外費用に計上したことにより、経常利益は44億64百万円（前年度比36.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億68百万円（前年度比71.1%増）となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において独占禁止法関連損失引当金繰入額を特別損失に計上していたため、前年度比では増加しています。

<部門別の売上高>

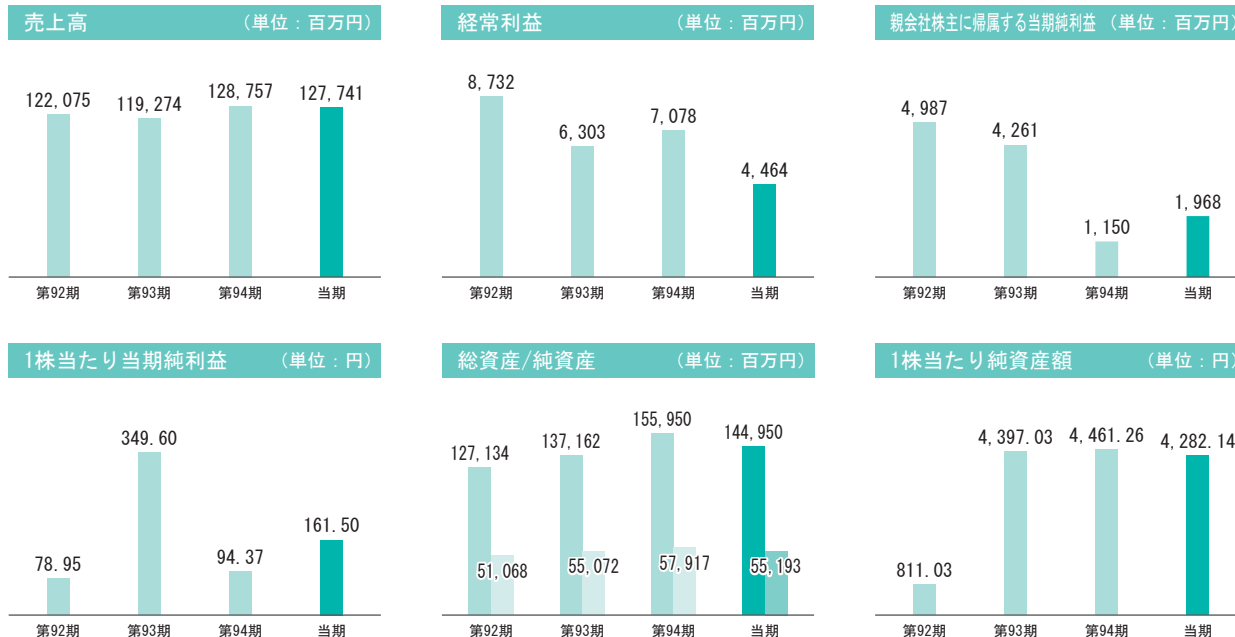
(単位：百万円)

部 門 別	第94期	第95期(当期)
容 器 事 業	42,088	40,535
充 填 事 業	76,370	71,540
機 械 製 作 事 業	3,313	3,127
海 外 事 業	3,952	10,033
そ の 他	3,032	2,503
合 計	128,757	127,741

(注) 内部売上を除いております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において実施いたしました設備投資（有形固定資産および無形固定資産の増加額）は、96億76百万円であります。その主なものは、PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIにおけるのれんの発生、飲料用パッケージ製造設備の取得、および北海製罐株式会社における二重構造バリアボトルの高速製造設備の取得によるものであります。
- ③ 資金調達の状況
当社において、2019年10月に第1回無担保社債（私募債）50億円を発行いたしました。
当社グループは、財務体質の強化のため有利子負債の圧縮に取り組み、当期末の社債および借入金残高は、前期末に比べ3億88百万円減少し、535億60百万円となりました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
（該当ありません）
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当社の子会社であるPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIは、2019年5月1日にPT.DELTAPACK INDUSTRIグループがこれまでインドネシア共和国で行っていた事業を譲り受け、その事業を引き継いでおります。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
（該当ありません）
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
（該当ありません）

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



区 分		第92期	第93期	第94期	第95期(当期)
		(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	百万円	122,075	119,274	128,757	127,741
経常利益	百万円	8,732	6,303	7,078	4,464
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	4,987	4,261	1,150	1,968
1株当たり当期純利益	円	78.95	349.60	94.37	161.50
総資産	百万円	127,134	137,162	155,950	144,950
純資産	百万円	51,068	55,072	57,917	55,193
1株当たり純資産額	円	811.03	4,397.03	4,461.26	4,282.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合をおこなっております。第93期の期首に当該株式併合がおこなわれたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第94期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用したため、第93期については、遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海製罐株式会社	百万円 3,000	% 100.0	各種空缶、容器の製造・販売
株式会社日本キャンパック	411	100.0	各種飲料の受託製造・販売
オーエスマシナリー株式会社	400	100.0	各種機械の製造・販売
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	百万インドネシア 1,262,000	80.0	飲料用パッケージの製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む計13社であり、持分法適用関連会社は2社であります。
2. 株式会社日本キャンパックについては、2019年4月1日付で株式を取得したことにより議決権比率が100%になりました。
3. PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIについては、当社が2018年11月16日に設立し2019年2月4日に増資をした後、同年2月14日に、PT. DELTAPACK INDUSTRIからの資本参加を受け、合弁会社となりました。なお、同年5月1日に同社は、PT. DELTAPACK INDUSTRIグループがこれまでインドネシア共和国で行っていた事業を譲り受け、その事業を開始していることから重要な子会社に加えております。
4. 比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数第2位を四捨五入して表示しております。

(4) 対処すべき課題

来年度のがわが国経済の見通しにつきましては、今年初頭より蔓延している新型コロナウイルス感染症による未曾有の状況の中、経済成長率は大きく下落し、深い景気後退の局面に入ろうとしております。かかる事態におきまして、当社グループでは従業員の安全を最優先としたうえで、健全な事業活動の継続に努めてまいります。

今年度の当社グループの国内事業につきましては、夏場の天候不順や暖冬および水産原料不足等により販売が伸び悩み、物流費の高騰やエネルギーコストの高止まりにも影響を受けました。また、海外事業につきましては、インドネシアにおける飲料用パッケージ製造会社のPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIにおいて、価格競争等により販売が予定を下回りました。このため、連結決算においては売上高および営業利益はほぼ前年並みとなり、当初の計画を下回る結果となりました。

中期経営計画「FUTURE-5」の最終年度となる来年度につきましては、国内グループ会社においてはそれぞれの販路の拡大やコスト削減に努め、一方、インドネシアとベトナムを中心とした海外事業では更なる収益の拡大を目指し、年間目標の達成に向けた事業運営をおこないます。また、当社グループは更なる成長を遂げるため、2021年度から2025年度における新たな中期経営計画の策定を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 各種空罐、容器の製造販売
- ② 清涼飲料水・酒類その他各種飲料の受託充填および販売
- ③ 乳製品・菓子類の受託製造販売
- ④ レトルト食品の受託製造販売
- ⑤ 各種化粧品 of 受託製造販売
- ⑥ 各種機械の製造販売
- ⑦ 機械器具設置工事業
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 土木・建築工事の設計、施工請負

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の事業所

本社 (本店) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
(丸の内三井ビル)

② 主要な子会社の事業所

北海製罐株式会社

本社 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
(丸の内三井ビル)

本店 北海道小樽市色内三丁目1番1号

中央研究所 (埼玉県)

工場 岩槻 (埼玉県)・千代田 (群馬県)・小樽 (北海道)・明和 (群馬県)・滋賀
事業所 (滋賀県)・館林事業所 (群馬県)

株式会社日本キャンパック

本社 (本店) 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
(丸の内三井ビル)

工場 群馬第1 (群馬県)・群馬第2 (群馬県)・赤城 (群馬県)・利根川 (群馬県)

オーエスマシナリー株式会社

本社 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字鞍掛4119番地1

本店 北海道小樽市銭函三丁目511番地12

工場 小樽 (北海道)・群馬 (群馬県)

PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI

本社 (工場) インドネシア共和国

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
容器事業	739名	11名増
充填事業	692名	5名増
機械製作事業	81名	1名増
海外事業	672名	347名増
その他	198名	3名減
全社(共通)	42名	6名増
合計	2,424名	367名増

(注)1. 当連結会計年度より事業セグメントを変更しており、比較は変更後の区分に基づいております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて367名増加しましたのは、2019年5月1日付でPT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIがPT. DELTAPACK INDUSTRIグループから事業を譲り受け、その事業を開始しているためです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	6名増	40.2歳	10.7年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,560百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,975
農林中央金庫	5,750
三井住友信託銀行株式会社	5,300
株式会社北海道銀行	2,480

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 北海製罐株式会社における公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社子会社である北海製罐株式会社は、飲料用空缶の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年2月6日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、2019年9月26日、同委員会から、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2019年9月26日、同委員会から、食品用空缶の製造販売会社に対する件について、価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められ、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるとして、注意を受けました。

本件に関し、株主の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社および北海製罐株式会社は、法令順守の徹底に努めてまいりましたが、このたびの命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、今後はより一層、法令順守の徹底に取り組み、再発防止と早期の信頼回復に努めてまいります。

② 北海製罐株式会社に対する訴訟の提起について

当社子会社である北海製罐株式会社は、2017年3月31日および2017年5月19日付で東京地方裁判所において以下概要のとおり訴訟を提起されておりましたが、当該訴訟につきましては2020年3月23日、原告である遠東新世紀股份有限公司およびその子会社の請求をいずれも棄却する判決が下されました。なお、原告は、当該判決を不服として同年4月8日付で東京高等裁判所へ控訴しており、現在も係争中です。

なお、訴訟の概要は以下のとおりであります。

(イ) 訴訟を提起した者

- a. 名称：遠東新世紀股份有限公司およびその子会社
- b. 住所：台北市大安區敦化南路二段207號36樓
- c. 代表者の氏名：徐 旭東 氏

(ロ) 訴訟の概要および請求額

原告である遠東新世紀股份有限公司およびその子会社は、当社子会社である北海製罐株式会社他に対し、原料購入代金等1,053百万円および遅延損害金について、共同被告と連帯して支払うよう求めております。

(ハ) 今後の見通し

当社子会社である北海製罐株式会社といたしましては、第一審判決において主張が認められましたとおり、原告の主張は不当であると認識しており、引き続き法廷の場において適切に対処してまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,469,387株 |
| ③ 株主数 | 7,059名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	662千株	5.34%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	654	5.28
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	594	4.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	516	4.16
農 林 中 央 金 庫	400	3.23
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	361	2.91
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	355	2.87
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	353	2.85
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	313	2.53
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	260	2.10

(注) 1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式1,073,484株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式208,201株は含まれておりません。

3. 持株比率は自己株式1,073,484株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	工 藤 常 史	代表取締役 ・北海製罐株式会社取締役・株式会社日本キャンパック取締役
取締役社長	池 田 孝 資	代表取締役 ・北海製罐株式会社代表取締役社長 ・株式会社日本キャンパック取締役 ・オーエスマシナリー株式会社取締役 ・PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI取締役
取締役副社長	藤 本 良 一	充填事業統轄 ・株式会社日本キャンパック代表取締役社長
取締役 専務執行役員	佐 藤 泰 祐	容器事業 技術・生産部門統轄 ・北海製罐株式会社取締役専務執行役員
取締 役員 執行 役員	武 田 卓 也	総務部・人事部・CSR担当 ・北海製罐株式会社取締役専務執行役員 ・株式会社日本キャンパック取締役専務執行役員
取締 役員 執行 役員	砂 廣 俊 明	経理部・経営企画室担当 ・北海製罐株式会社取締役専務執行役員 ・株式会社日本キャンパック取締役専務執行役員
取締 役	安 藤 信 彦	・安藤総合法律事務所所長・株式会社ムサシ社外監査役
取締 役	宮 村 百 合 子	・辻・本郷税理士法人参与
常勤監査役	竹 田 由 里	・北海製罐株式会社監査役・株式会社日本キャンパック監査役
監 査 役	小 池 明 夫	・北海製罐株式会社監査役
監 査 役	田 代 宏 樹	・田代法律事務所所長
監 査 役	鈴 木 徹 也	・鈴木税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役安藤信彦氏および取締役宮村百合子氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役安藤信彦氏は、弁護士資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。
 3. 取締役宮村百合子氏は、税理士の資格を有しており税務に関する知見を有するものであります。
 4. 監査役田代宏樹氏および監査役鈴木徹也氏は、社外監査役であります。
 5. 監査役田代宏樹氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。
 6. 監査役鈴木徹也氏は、税理士の資格を有しており財務・会計に関する知見を有するものであります。
 7. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

8. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
武田卓也	取締役 総務部・情報システム部・ CSR担当	取締役執行役員 総務部・CSR担当	2019年4月1日
	取締役執行役員 総務部・CSR担当	取締役執行役員 総務部・人事部・CSR担当	2019年10月1日

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
久保田裕一	2019年6月27日	任期満了	取締役 北海製罐株式会社代表取締役社長
田中弘	2019年6月27日	任期満了	社外取締役 神奈川大学名誉教授
新名孝信	2019年6月27日	任期満了	社外監査役 新名孝信税理士事務所所長 カラカミ観光株式会社社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支払人員	支払額
(うち社外取締役)	10名 (3)	172百万円 (14)
(うち社外監査役)	5 (3)	36 (7)
合計 (うち社外役員)	15 (6)	208 (22)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会の終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間の間に在任する取締役（社外取締役を除く。）に対して支給する株式報酬制度の導入を決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金
(該当ありません)

(ハ) 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において社外取締役および社外監査役が当社子会社から役員として受けた報酬等の額は0百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役安藤信彦氏は、安藤総合法律事務所所長および株式会社ムサシの社外監査役であり、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役宮村百合子氏は、辻・本郷税理士法人参与であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役田代宏樹氏は、田代法律事務所所長であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役鈴木徹也氏は、鈴木税理士事務所所長であり、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

		出席状況および発言状況
取締役	安藤 信彦	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。
取締役	宮村 百合子	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席しており、税理士として主に税務の見地から発言をおこなっております。
監査役	田代 宏樹	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しており、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から発言をおこなっております。
監査役	鈴木 徹也	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席しており、税理士として主に税務の見地から発言をおこなっております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

きさらぎ監査法人：28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

きさらぎ監査法人：81百万円

(注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社、株式会社日本キャンパックにつきましても、きさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社の子会社でありますPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 上記金額には、当社の子会社であります北海製罐株式会社がきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (イ) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
 - b. 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
 - c. 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - d. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - e. 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - f. 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - g. 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- (ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

- (ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。
- (ニ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
 - c. 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。
- (ホ) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
 - ii. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理を行っている。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。

- ii. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
 - iii. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。
- d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
 - ii. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
 - iii. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
 - iv. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社ごとにコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
 - v. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
 - vi. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

- (へ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。
- (ト) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (チ) 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。
 - ii. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
 - iii. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
 - iv. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。
 - b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - i. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。

- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程に準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (ヌ) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - b. 監査役会が独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - c. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (ル) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (ヲ) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。
また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) コンプライアンス体制

当社ではグループとしてコンプライアンス委員会を年4回定期開催しており、コンプライアンス研修についてもグループ各社の経営者、管理職、従業員に対して実施しております。

また、内部通報制度についてもグループ各社に周知させており、法令等に関して疑義のある行為が発生した場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を取る体制を維持しております。

(ロ) リスク管理体制

当社ではグループとしてリスク管理委員会を年2回定期開催しており、各種リスクの識別、分析を行っております。

また、海外を含む危機管理マニュアルを制定しており、同マニュアルに基づき行動する体制を整えております。

(ハ) 取締役の職務の執行体制

当社では決裁基準に従い、取締役会の決議事項および報告事項を明確に定め、取締役会を本年度13回開催しております。

また、取締役会の他、グループ経営会議を年12回開催しており、重要案件について議論がなされております。

(ニ) 子会社の経営管理体制

当社では本年度12回実施したグループ経営会議において、子会社の業績や営業状況等が報告されており、また、子会社管理規程・海外事業会社管理規程に従い、子会社の管理がなされております。

(ホ) 監査役監査の実効性

当社では監査役がコンプライアンス委員会に委員として本年度4回参加しており、内部通報やコンプライアンス違反等の報告を受ける体制が整備されております。

また、取締役会以外についてもグループ経営会議へ出席するなど社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況についても把握しております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当を行うことを基本方針としておりました。

今後も、株主の皆様のご支援にお応えすることに変更はありませんが、中長期的な株主価値向上を図る観点から、成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を最大限に考え、バランスを考慮した配当方針へと変更いたしました。

これに伴い、当事業年度の期末配当金につきましては、2020年5月26日開催の当社取締役会におきまして1株につき26円25銭と決定させていただきました。すでに2019年12月10日に実施済みの中間配当金1株につき18円75銭と合わせまして、年間配当金は1株につき45円となります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社における会社の支配に関する基本方針、すなわち当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、及び基本方針実現のための取組み、不適切な者による支配を防止するための取組み、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

なお、本プラン（以下③の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」）は、2020年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」と言います。）の終結の時をもって有効期限が満了いたします。当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、本プランは本株主総会終結の時をもって有効期限満了により終了し、継続しないことを決議しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、2005年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は2008年6月27日開催の定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」をご承認いただいております。その後、所要の変更を加えた上で、直近では、2017年6月29日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

(二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

その上で提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(ヘ) 株主の皆様に与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様

様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、2020年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

- ④ 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

- (イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

- (ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に必要な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

- (ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランの効力は、株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	48,652	流 動 負 債	40,986
現金及び預金	6,489	支払手形及び買掛金	16,833
受取手形及び売掛金	24,099	短期借入金	11,850
電子記録債権	3,713	リース債務	716
たな卸資産	11,522	未払法人税等	1,050
その他の	2,850	賞与引当金	950
貸倒引当金	△23	その	9,585
固 定 資 産	96,297	固 定 負 債	48,769
有 形 固 定 資 産	71,352	社	債
建物及び構築物	25,331	長期借入金	5,000
機械装置及び運搬具	23,956	リース債務	36,709
土地	16,340	繰延税金負債	2,826
リース資産	3,971	役員株式給付引当金	185
建設仮勘定	1,030	退職給付に係る負債	38
その他	722	退職給付に係る負債	3,629
無 形 固 定 資 産	5,005	その	380
のれん	1,862	負 債 合 計	89,756
その他	3,143	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	19,939	株 主 資 本	50,566
投資有価証券	17,410	資 本 金	11,086
長期貸付金	440	資 本 剰 余 金	11,107
繰延税金資産	15	利 益 剰 余 金	30,343
退職給付に係る資産	22	自 己 株 式	△1,971
その他	2,085	その他の包括利益累計額	1,622
貸倒引当金	△34	その他有価証券評価差額金	5,013
資 産 合 計	144,950	繰延ヘッジ損益	9
		為替換算調整勘定	△2,497
		退職給付に係る調整累計額	△902
		非支配株主持分	3,004
		純 資 産 合 計	55,193
		負 債 純 資 産 合 計	144,950

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		127,741
売上原価		105,926
売上総利益		21,815
販売費及び一般管理費		15,481
営業利益		6,333
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	279	
受取資産の収入	182	
その他	399	922
営業外費用		
支持分法による外払に貸の利投資費用	395	
損失費用	2,115	
その他	73	
その他	207	2,791
経常利益		4,464
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券の売却益	68	
その他	544	
その他	558	1,193
特別損失		
固定資産の除損	244	
その他	1,317	
その他	79	1,641
税金等調整前当期純利益		4,017
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	1,988	
調整額	27	2,016
当期純利益		2,001
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		1,968

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	11,086	11,070	28,789	△1,959		48,987
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△521			△521
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,968			1,968
自己株式の取得				△331		△331
自己株式の処分		11		318		329
持分法の適用範囲の変動			107			107
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		26				26
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						—
連結会計年度中の変動額合計	—	37	1,554	△12		1,579
当 期 末 残 高	11,086	11,107	30,343	△1,971		50,566

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 累 計	利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	6,632	△0	△670		△574	5,388	3,542	57,917
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						—		△521
親会社株主に帰属する 当期純利益						—		1,968
自己株式の取得						—		△331
自己株式の処分						—		329
持分法の適用範囲の変動						—		107
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						—		26
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,619	9	△1,827	△328	△3,765	△538		△4,303
連結会計年度中の変動額合計	△1,619	9	△1,827	△328	△3,765	△538		△2,723
当 期 末 残 高	5,013	9	△2,497	△902	1,622	3,004		55,193

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 13社
- ・主要な連結子会社の名称 北海製罐株式会社
株式会社日本キャンパック
オーエスマシナリー株式会社
株式会社西日本キャンパック
日東製器株式会社
昭和製器株式会社
東都成型株式会社
株式会社コスメサイエンス
くじらい乳業株式会社
株式会社ワーク・サービス
PT. HOKKAN INDONESIA
NIHON CANPACK (VIETNAM) CO., LTD.
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・会社の名称 ユニバーサル製缶株式会社
NIHON CANPACK (MALASIA) SDN. BHD.

このうち、NIHON CANPACK (MALASIA) SDN. BHD. については、当連結会計年度より重要性が増したため、持分法を適用しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 KE・OSマシナリー株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

（社内における見込利用可能期間）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

（所有権移転外ファイナ

ンス・リース取引に係る

リース資産）

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員並びに主要子会社の取締役及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ取引、為替予約取引

（ヘッジ対象）借入金利息、買掛金、未払金、設備関係未払金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。また、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 175,866百万円

(2) 債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

1百万円

借入金に対して保証を行っております。

ユニバーサル製缶株式会社

1,600百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
事業用設備（一般成形品製造設備）	機械装置等	群馬県邑楽郡明和町他	1,269
遊休設備	機械装置等	群馬県邑楽郡明和町	43
遊休設備	建設仮勘定	北海道小樽市他	4

(経緯)

上記の事業用設備については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。また、遊休設備については、使用が見込めなくなり、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については主として工場を資産グループの基礎として、また一部の事業用資産については会社単位で資産のグルーピングを行っており、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用設備については、回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。遊休設備については、正味売却価額により測定しており、備忘価額まで減額して評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	13,469	—	—	13,469

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	1,281	208	208	1,281

当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託所有の当社株式208千株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託の取得による増加 208千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託への処分による減少 208千株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	289	23円75銭	2019年3月31日	2019年6月6日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	232	18円75銭	2019年9月30日	2019年12月10日

2019年11月7日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	325	26円25銭	2020年3月31日	2020年6月12日

2020年5月26日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金については、金利変動リスクに晒されていますが、その一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	6,489	6,489	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,099	24,099	—
(3) 電子記録債権	3,713	3,713	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	11,727	11,727	—
(5) 長期貸付金	440	440	0
(6) 支払手形及び買掛金	(16,833)	(16,833)	—
(7) 短期借入金	(11,850)	(11,850)	—
(8) リース債務(流動負債)	(716)	(716)	—
(9) 社債	(5,000)	(4,929)	70
(10) 長期借入金	(36,709)	(36,546)	163
(11) リース債務(固定負債)	(2,826)	(2,872)	△45
(12) デリバティブ取引(※2) ヘッジ会計が適用されているもの	15	15	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(12)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) リース債務(固定負債)

リース債務(固定負債)の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(10)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額155百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、関係会社株式5,527百万円は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等（土地を含む。）を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4百万円（賃貸収益は営業外収益、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,139	△3	1,135	1,891

- (注) 1. 当連結会計年度増減額のうち、主要な減少額は減価償却（△3百万円）等であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,282円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	161円50銭

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,506	流 動 負 債	12,399
現金及び預金	4,821	短期借入金	10,999
短期貸付金	19,034	未払金	329
未収入金	1,610	未払法人税等	569
その他の	40	賞与引当金	20
貸倒引当金	△0	その他	480
固 定 資 産	60,888	固 定 負 債	42,650
有 形 固 定 資 産	1,041	社 債	5,000
建物	881	長期借入金	35,811
構築物	71	役員株式給付引当金	16
工具器具及び備品	40	退職給付引当金	96
土地	19	長期預り金	44
リース資産	28	繰延税金負債	1,623
無 形 固 定 資 産	61	その他	58
投 資 そ の 他 の 資 産	59,784	負 債 合 計	55,050
投資有価証券	10,342	純 資 産 の 部	
関係会社株式	33,955	株 主 資 本	27,553
長期貸付金	22,600	資 本 金	11,086
前払年金費用	23	資 本 剰 余 金	10,755
その他	521	資 本 準 備 金	10,725
投資損失引当金	△7,638	そ の 他 資 本 剰 余 金	30
貸倒引当金	△19	利 益 剰 余 金	7,683
資 産 合 計	86,395	利 益 準 備 金	2,771
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,911
		別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,311
		自 己 株 式	△1,971
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,790
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,790
		純 資 産 合 計	31,344
		負 債 純 資 産 合 計	86,395

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	683	
経 営 管 理 料	1,419	2,103
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,497	1,497
営 業 利 益		605
営 業 外 収 益		542
営 業 外 費 用		229
経 常 利 益		918
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	277	300
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	10	10
税 引 前 当 期 純 利 益		1,208
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102	
法 人 税 等 調 整 額	△15	86
当 期 純 利 益		1,121

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				—		
当 期 純 利 益				—		
自己株式の取得				—		
自己株式の処分			11	11		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		
事業年度中の変動額合計	—	—	11	11	—	—
当 期 末 残 高	11,086	10,725	30	10,755	2,771	1,600

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	2,711	7,083	△1,959	26,954	5,147	5,147	32,102
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	△521	△521		△521		—	△521
当 期 純 利 益	1,121	1,121		1,121		—	1,121
自己株式の取得		—	△331	△331		—	△331
自己株式の処分		—	318	329		—	329
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—		—	△1,356	△1,356	△1,356
事業年度中の変動額合計	600	600	△12	598	△1,356	△1,356	△757
当 期 末 残 高	3,311	7,683	△1,971	27,553	3,790	3,790	31,344

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。

③ リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ条件とヘッジ対象
(ヘッジ手段) 金利スワップ取引
(ヘッジ対象) 借入金利息
- ③ ヘッジ方針
金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産	239百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	20,475百万円
② 長期金銭債権	22,600百万円
③ 短期金銭債務	1,202百万円
④ 長期金銭債務	44百万円
(3) 債務保証	
借入等に対して保証を行っております。	
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	2,154百万円
ユニバーサル製缶株式会社	1,600百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	2,103百万円
一般管理費	24百万円
営業取引以外の取引による取引高	281百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,281	208	208	1,281

当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託所有の当社株式208千株が含まれております。

(変動事由)

増加の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託の取得による増加 208千株

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少の主な内訳は、次のとおりであります。

役員向け株式交付信託への処分による減少 208千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10	百万円
賞与引当金	6	
退職給付引当金	30	
長期未払金	7	
投資有価証券等評価損	103	
関係会社株式	1,646	
投資損失引当金	2,338	
ゴルフ会員権評価損	12	
貸倒引当金	6	
その他	29	
繰延税金資産小計	4,191	
評価性引当額	△4,133	
繰延税金資産合計	57	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,672
前払年金費用	7
その他	1
繰延税金負債合計	1,681
繰延税金負債の純額	△1,623

6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北海製罐㈱	北海道小樽市	百万円 3,000	容器事業	所有(直接) 100.0	経営管理等 役員の兼任 7名	経営管理料(注1)	388	—	—
							資金の貸付(注2)	1,881(注3)	短期貸付金	564
							資金の貸付(注2)	3,000	長期貸付金	17,500
							資金の回収	3,000		
	東都成型㈱	群馬県邑楽郡	百万円 160	容器事業	所有(間接) 100.0	経営管理等	資金の回収	500	長期貸付金	4,700
	㈱日本キャンバック	東京都千代田区	百万円 411	充填事業	所有(直接) 100.0	経営管理等 役員の兼任 6名	経営管理料(注1)	944	—	—
							—	—	未収入金	1,151
							資金の貸付(注2)	1,786(注3)	短期貸付金	2,138
							資金の回収	2,000	長期貸付金	5,000
	㈱西日本キャンバック	岐阜県岐阜市	百万円 480	充填事業	所有(直接・間接) 100.0	経営管理等	資金の貸付(注2)	712(注3)	短期貸付金	1,417
							資金の貸付(注2)	1,600	長期貸付金	6,600
							資金の回収	3,600		
オーエスマシナリー㈱	北海道小樽市	百万円 400	機械製作事業	所有(直接) 100.0	経営管理等 役員の兼任 1名	資金の貸付(注2)	674(注3)	短期貸付金	955	
						資金の回収	—	長期貸付金	1,300	
PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	Jakarta, Indonesia	百万円 1,262,000	海外事業	所有(直接) 80.0	経営管理等 役員の兼任 1名	PT. HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの借入等に対する債務保証(注4)	2,154	—	—	
関連会社	ユニバーサル製缶(株)	東京都文京区	百万円 8,000	容器事業	所有(直接) 20.0	役員の兼任 2名	ユニバーサル製缶(株)の借入金に対する債務保証(注4)	1,600	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しております。
(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
(注3) 取引金額は、期中平均残高を表示しております。
(注4) 債務保証については、市場金利等を勘案した合理的な保証料を受領しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,571円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	92円05銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	後	宏	治	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	竹	見	浩	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 後 宏 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 竹 見 浩 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告並びに職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制の徹底に関する取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びきさらぎ監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

五 事業報告に記載のとおり、当社子会社である北海製罐株式会社は2019年9月26日に公正取引委員会より独占禁止法に基づき、飲料用空缶取引に関し排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、また食品用空缶取引に関しては独占禁止法違反につながるおそれがあるとして、注意を受けました。監査役会は、北海製罐株式会社及び当社グループ会社が独占禁止法を含む法令遵守の徹底と再発防止策を実施していることを確認しております。

また、同社における遠東新世紀股份有限公司及びその子会社との係争の件については、2020年3月23日の第一審で、原告の請求をいずれも棄却する判決が下されました。その後、原告が同年4月8日付で控訴したことにより現在も係争中ではありますが、北海製罐株式会社の取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	田	由	里	Ⓜ
監査役	小	池	明	夫	Ⓜ
社外監査役	田	代	宏	樹	Ⓜ
社外監査役	鈴	木	徹	也	Ⓜ

以上

ホッカンホールディングス株式会社